

第27-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿
納税地 (電話番号 - - )
(フリガナ) 名称 又は屋号
個人番号 又は法人番号
(フリガナ) 代表者氏名 又は氏名

※ 一連番号 翌年以降送付不要
所管 整理番号
申告年月日 令和 年 月 日
申告区分 指導等 庁指定 局指定
通信日付印 確認印 確認書類
個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他
身元確認
指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3
令和 年 月 日

→(注)平成二十八年一月一日以後に開始する課税期間から、個人番号又は法人番号を記載する必要があります。

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)

自 平成 年 月 日 課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書
至 平成 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日
の場合の
対象期間 至 平成 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算
課税標準額 ① 000
消費税額 ②
控除過大調整税額 ③
控除対象仕入税額 ④
返還等対価に係る税額 ⑤
貸倒れに係る税額 ⑥
控除税額小計 (④+⑤+⑥) ⑦
控除不足還付税額 (⑦-②-③) ⑧
差引税額 (②+③-⑦) ⑨
中間納付税額 ⑩
納付税額 (⑨-⑩) ⑪
中間納付還付税額 (⑩-⑨) ⑫
この申告書が修正申告である場合 既確定税額 ⑬
差引納付税額 ⑭
課税売上割 課税資産の譲渡等の対価の額 ⑮
資産の譲渡等の対価の額 ⑯

この申告書による地方消費税の税額の計算
地方消費税の課税標準となる消費税額 控除不足還付税額 ⑰
差引税額 ⑱
譲渡割額 還付額 ⑲
納税額 ⑳
中間納付譲渡割額 ㉑
納付譲渡割額 (㉑-㉒) ㉒
中間納付還付譲渡割額 (㉒-㉑) ㉓
この申告書が修正申告である場合 既確定譲渡割額 ㉔
差引納付譲渡割額 ㉕

消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額 ㉖

付記事項
割賦基準の適用
延払基準等の適用
工事進行基準の適用
現金主義会計の適用
課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用
控除税額の方法
上記以外
特定課税仕入れに係る別表の提出有
基準期間の課税売上高
千円
区分課税標準額
消費税額
3%分
4%分
6.3%分
区分
地方消費税の課税標準となる消費税額
4%分
6.3%分
還す付るを金受け換機構等
銀行 本店・支店
金庫・組合 出張所
農協・漁協 本所・支所
預金 口座番号
ゆうちょ銀行の貯金記号番号
郵便局名等
※税務署整理欄

税理士 署名押印 (電話番号 - - )

税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

㉖ = (⑪+㉒) - (⑧+⑫+⑲+㉓)・修正申告の場合㉖ = ⑬+㉔
㉖が還付税額となる場合はマイナス「-」を付けてください。

第27-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署長殿

納税地 (電話番号 - )

(フリガナ) 名称又は屋号

個人番号又は法人番号 ! 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。

(フリガナ) 代表者氏名又は氏名

※ 一連番号 翌年以降送付不要

所管 要否 整理番号

申告年月日 令和 年 月 日

申告区分 指導等 庁指定 局指定

通信日付印 確認印 確認書類 個人番号カード 通知カード・運転免許証 その他( ) 身元確認

指導年月日 相談 区分1 区分2 区分3

令和 年 月 日

自 平成 年 月 日 令和 年 月 日

課税期間分の消費税及び地方消費税の( )申告書

至 平成 年 月 日 令和 年 月 日

中間申告 自 平成 年 月 日 令和 年 月 日

の場合の

対象期間 至 平成 年 月 日 令和 年 月 日

この申告書による消費税の税額の計算		
課税標準額	①	十兆千百十億千百万千百十-円
消費税額	②	000
控除過大調整税額	③	
控除税額	④	
	⑤	
税額	⑥	
	⑦	
控除不足還付税額	⑧	
差引税額	⑨	00
中間納付税額	⑩	00
納付税額	⑪	00
中間納付還付税額	⑫	00
この申告書が修正申告である場合	⑬	
差引納付税額	⑭	00
課税売上割合	⑮	
	⑯	
この申告書による地方消費税の税額の計算		
地方消費税の課税標準となる消費税額	⑰	
差引税額	⑱	00
譲渡割額	⑲	
納付税額	⑳	00
中間納付譲渡割額	㉑	00
納付譲渡割額	㉒	00
中間納付還付譲渡割額	㉓	00
この申告書が修正申告である場合	㉔	
差引納付譲渡割額	㉕	00
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	㉖	

付記事項	割賦基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	31
	延払基準等の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	32
	工事進行基準の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	33
	現金主義会計の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	34
参考事項	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	35
	控除算方法	課税売上高5億円超又は課税売上割合95%未満	<input type="checkbox"/>	個別対方式	一括比例方式	41
	上記以外	<input type="checkbox"/>	有	<input type="checkbox"/>	無	
特定課税仕入れに係る別表の提出有	<input type="checkbox"/>	基準期間の課税売上高			千円	
①及び②の内訳	区分	課税標準額			消費税額	
	3%分	千円			円	
	4%分	千円			円	
⑦又は⑧の内訳	6.3%分	千円			円	
	区分	地方消費税の課税標準となる消費税額				
	4%分				円	
	6.3%分				円	
還す付る金を受け機よ開と等	銀行	本店・支店				
	金庫・組合	出張所				
	農協・漁協	本所・支所				
	預金	口座番号				
	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-				
	郵便局名等					
※税務署整理欄						
税理士署名押印						
	(電話番号 - - )					
<input type="checkbox"/>	税理士法第30条の書面提出有					
<input type="checkbox"/>	税理士法第33条の2の書面提出有					

平成二十七年十月一日以後終了課税期間分(一般用)